

○5番（帰山寿憲君） 5番、帰山です。

残暑もまだ厳しい日が続きますが、黄金色の稲穂も残り少なくなり、夕焼けを見ることも多くなって秋を感じるできるようになりました。

ことはオリンピックが開催されました。成績に関しては幾つかの評価があるようですし、今後に課題を残した競技もあるようです。一方、北信越5県では高校総体が開催され、福井県ではバドミントンを初め4競技が開催されました。オリンピックでは日本勢の、高校総体では当市の高校生の活躍に一喜一憂された方も多いと思います。当市では、全中バドミントン競技大会において、興奮がピークに達したのではないかと思います。今後も市民駅伝や町民運動会等が続きますので、引き続き盛り上げていただきたいと思います。

それでは、本日は4点について伺いたいと思います。

最初に、平成25年度予算編成方針について伺います。

当市は、11月には市長選挙が行われる予定です。したがって、今后来年度予算の概算要求が始まっても、選挙結果の確定までは骨格予算としての編成になるのかもしれませんが。前6月定例会において、山岸市長は4選を目指すことを表明しておられます。当然、来年度予算編成の方向性はお持ちであると思いますので、その方針、重点項目と方向性を伺いたいと思います。

また、以前にも伺いましたが、予算編成の過程を以下の理由により公表すべきと考えますが、可否を改めて伺いたいと思います。

予算の中には、市民や地区からの要望が反映されている項目が多くあります。一方で、何年にもわたり要望していても予算化されない要望もあるわけです。しかし、一般にはどの過程でどのような理由で予算化されなかったのかを知ることができません。要望そのものに無理がある場合も考えられますし、他の事業との関連を図るための場合もあるかもしれません。ここには通知しているのですが、公開したほうが市民に理解を得やすいのではないのでしょうか。

みずからが持つ権限によって査定した以上、責任の所在は明確化されるべきですし、どこに課題が残ったのかも明示すべきです。したがって、予算査定の経過を公表すべきでないかと考えます。査定過程の公表により、責任の所在を明確化するとともに、担当課レベルでの予算の自由度を持つことも必要と考えるわけです。まして即応の対応が求められることが多い現在では、予算の枠配分も少額であっても必要な時期に来ていると思います。お考えを伺いたいと思います。

2番目に、委員会、審議会等の設置について伺います。

現在、当市の委員会、審議会等の設置数は、提出いただいた資料では73個となっています。ただし、リストから漏れている委員会等や条例、もしくは要綱のみが残っている委員会等もあるようですし、また通常附属機関とはされない市職員のみで構成される委員会は、この総数には含まれていません。この中には、法によって設置が義務づけられている機関と、市が独自に設置している機関があります。

また、条例によって設置されるものと、要綱や内規等によって設置されているものがあります。そして、そのほとんどが市民と有識者、市職員で構成されており、延べ人数は1,000人以上に上ります。確かにこのような委員会等の形式は、市民の意見を聞く形としては大変便利ですが、乱暴な言い方ですが、「困ったときには委員会を設置」的な感じを受けないわけではありません。一方で構成する委員にも偏りが見られます。

また、成果物である答申等には、微妙な点がありますが、取り扱いや重要度に差異があるのではない

かと考えます。さらには、類似している、もしくは統合できるのではないかと考えられる委員会等もあるようですし、機能を終えていると思われる委員会等もあります。そして、報酬、報償、費用弁償の状況についてもばらつきがあるようですし、条例による設置や要綱による設置など、設置方法もさまざまです。

どのような目的と効果を期待して委員会を設置するのか、委員会設置の根拠はどこにあるのか、委員の人選の基準をどこに置いたのかも合わせてお伺いしたいと思います。

3番目に、医療体制と健康の維持継続について伺います。

まず、福井社会保険病院の今後の事業継続見込みについて伺います。

前議会から取り上げられている奥越地域の二次医療圏の問題が大きく絡むことは承知していますが、社会保険病院の継続に関する国政レベルにおける法的整備の今後の見込みを伺いたいと思います。また、今後二次医療圏、法的な問題がクリアされた場合、同病院の機能を現在以上の状況で継続することが可能であるか、勝山市としての考えと対策を伺いたいと思います。

現状では、さまざまな支援により一定のレベルを維持しているものの、同病院の状況は中核的な機能を持つ病院としては診療科目数、医師数、利用者数、設備状況、雇用状況等、十分な状況には思えません。同病院は市立病院ではありませんし、独立した公的病院ですが、今後は勝山市として、存続形態を含めて、より積極的な支援が必要と思います。お考えを伺います。

次に、健康の維持継続について。

現在の厚生労働省の健康維持施策は、変遷はあるものの、メタボリックシンドローム対策を重点に行われています。メタボとよく言われているわけですがけれども、おなか周りをはかられて、あなたはメタボ該当者です、予備群ですと言われるぐらいのイメージしかありません。もちろん、これは内臓脂肪の蓄積による生活習慣病予防へ向けての対応であり、実はその中で健康指導により健康の維持を図ろうとしているわけです。

実は、この制度は2008年4月に、特定健診制度によって始まっていますが、5年後、つまり本年度末にその該当者と予備群を10%減とする数値目標が設定されています。当市の現在の状況を伺いたいと思います。最終的には要介護者対象者の減少が目標であると思いますが、全国的には成功しているとは思えません。

一方で、最近になってこのメタボに対して運動機能の低下を要介護状態に原因と考えるロコモ、つまりロコモティブシンドロームを聞くようになりました。ある機関の発表によると、要介護認定者の30%以上は、関節の病気や骨折であるとされ、変型関節症と骨粗しょう症の患者数から、その予備群は4,700万人とされています。パンフレットを見る限り予防を重点に置くものであり、わかりやすいものです。

実は、ロコモに関しては2007年に日本整形外科学会が提唱しており、テレビでもメタボより怖い新国民病ロコモとして取り上げられていることもあるようです。予防という視点において大変すぐれているという感じを受けますし、今後一般化する可能性もあるようですが、当市でもメタボと並行して対応をとるべきと考えますが、お考えを伺います。

最後に、都市公園法に係る便益施設について伺います。

便益施設は、一般には余りなじみがない言葉ですが、都市公園法で規定されており、都市公園法施行令でより詳細に定められています。この中で自動販売機も一部として扱われるようですから、勝山市

の都市公園の中にも多くの便益施設があるわけです。

さて、今回は特にかつやま恐竜の森、長尾山総合公園における便益施設のあり方について伺いたいと思います。同公園は、都市公園法の定める都市公園であり、同法の適用を受ける専用施設、便益施設が設置運用されています。提出いただいた資料によりますと、昨年8月現在では、同公園には自動販売機は別とすると10の便益施設があることになっていました。昨年3月には要綱を設けて、そのあり方を明確にし、同公園内の便益施設の運営については、かつやま恐竜の森指定管理者と勝山観光協会としています。そこで、現在の便益施設の設置者と施設の状況を伺います。

また、都市公園法により運営許可機関は最長10年とさだめられており、今後、順次更新の時期を迎えるわけですが、更新時における対応を伺います。

同公園における便益性という言い方が正しいかどうかわかりませんが、客数からは、商業的魅力が大きく、便益制が高いということ。そのような中で、運営者を大きく限定することは公平ではないと考えますが、運営者の制限理由を伺いたいと思います。また、使用料に関して余りに安価であり、状況にそぐわないと考えます。

以上の点につきまして、まずお伺いいたします。

○議長（松村治門君） 山岸市長。

（市長 山岸正裕君 登壇）

○市長（山岸正裕君） 新年度予算の編成における方針、重点項目と方向性についてお尋ねがありましたのでお答えします。

新年度の予算編成方針につきましては、例年10月に財政課で案をつくり、私が決裁したものを11月上旬に各部局長宛てに通知しております。この過程に至るまでに、1年間にわたりまして、市役所の各部及び各課との間で政策ヒアリングを実施いたしております、その中で市民の要望、また課が懸案事項としていること、さらには私の構想の政策について、どのように反映するかをまずは現下で案を練るわけであります。

その結果、実際の予算措置としましては、今申し上げた財政課を通じて査定をされ、さらには部長査定、市長査定という形にかかるわけでありますけれども、これらの一連の作業につきましては、例年8月から9月にかけて、総務省が国の新年度予算概算要求に合わせて公表する「地方財政収支の仮試算」を踏まえ、勝山市の新年度予算における一般財源、中でも地方交付税の見込みがどうなるのかという点がある程度見えてこない、一般財源がどれくらい確保できそうかという見込みが立てられないため、今日現在ではお示しできるものではありません。まず財源の見通しを立てて、その次に予算編成方針の素案作成に取りかかることとなります。第5次勝山市総合計画で目指すべきまちの姿の基本的な方針を示しております、これを踏まえて取り組みますので、平成24年度当初予算編成方針と大きく変わるものではないと考えております。

また、基本的な視点といたしまして、「エコ環境都市の実現」、「子育て環境モデル都市の実現、人間性豊かな教育環境の実現」、「健康長寿のまち勝山の実現、スポーツの振興」、「循環型農業の推進、林業及び水産業の振興」、「働く場の確保、まちづくり観光の推進」、「雪などの災害に強いまちづくりの推進、交通体系の整備」の6項目を位置づけまして、これらに重点配分する予算編成を方向性としては行っていきたいというふうに考えております。

○議長（松村治門君） 伊藤財政課長。

(財政課長 伊藤寿康君 登壇)

○財政課長(伊藤寿康君) 御質問のありました予算編成過程の公表について、お答えいたします。

市民の皆様からお預かりした税金を、どのような事業に幾ら配分をしたのか、またその予算が執行された後に期待された効果を上げることができたかを検証し、次の予算編成にフィードバックするという予算編成からその執行、評価という一連の過程を公表することは、理想的な市民参加型の予算編成や行政評価を進めるためには鍵となるものであると考えております。

しかし、現時点での当市予算編成におきましては、各事業において1件1件、箇所ごとに積み上げを行っている事業、また例年の所要金額により配分を行っている事業などさまざまであり、箇所づけ、予算額の積算内訳などを全て公表することは困難であると思われまます。

今後、先進的な他の自治体の公表状況を研究いたし、必要性を見きわめ、予算編成過程の中で、何をどこまで公表できるかについて検討をしております。

次に、予算の枠配分についてお答えいたします。

本来、予算とは最小の経費で最大の効果を上げるため、あらかじめ用途を明確にし、必要額を積算するものでございます。しかしながら、年間を通じ行政運営を行っていく過程においては、予算編成時には見込み切れない経費もありますので、積み上げのない枠予算を持つことによって、より効果が見込めると考えられる分野については、今後、枠予算導入を検討していきたいと考えております。

○議長(松村治門君) 上出総務課長。

(総務課長 上出康弘君 登壇)

○総務課長(上出康弘君) 委員会、審議会等の設置についてお答えいたします。

現在、勝山市が条例、規則、要綱または規程により、市民と外部の委員が参画する委員会、審議会の設置につきましては、法令によって条例、規則または要綱が義務づけられているものや、政策立案のための助言機関として位置づけているもの、または、いわゆる政策推進のための外郭団体として位置づけているものさまざまございます。これらの各機関は、多種多様な市民ニーズに的確に対応するために、公募を含む市民や学識経験者の参画により、御意見等を政策に反映できるよう組織されているものでございます。また、その人選につきましても、政策の目的を達成するために、さまざまな角度から選任しているところでございます。

御質問の類似している委員会等の統合、機能を終えたものの廃止につきましては、毎年度、関係各課を対象に実施している審議会・委員会等設置状況調査において検討、取り組みを進めているところでございます。今後も行財政改革の一環としてさらに取り組みを進めるとともに、時代に即応できる政策を推進する中で必要性を見きわめてまいります。

また、委員会等の内容や設置方法等にばらつきがあるという御質問につきましては、地方自治法第138条に規定する「附属機関」の設置における条例主義に照らし、現在設置されている委員会及び審議会等の性質・種別の再確認とその根拠法令等について精査を進め、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

○議長(松村治門君) 松村副市長。

(副市長 松村誠一君 登壇)

○副市長(松村誠一君) 福井社会保険病院についてお答えいたします。

まず、法的整備の関連でございますけれども、勝山市は社会保険病院などが立地をいたします市、町

で構成いたします、「より良い地域医療機能推進機構の創設をめざす全国ネットワーク」に、幹事市として参画をしております、7月30日には厚生労働省並びに独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」、略称RFOですけれども、この尾見新理事長との意見交換会に参加をいたしました。福井社会保険病院は、平成24年4月現在、RFO傘下の61施設の1病院でありまして、平成26年4月1日に地域医療機能推進機構法が施行されますと、新たに改組された推進機構の一員といたしまして、全国単一組織としてスケールメリットを生かした形の再スタートが期待をされております。

厚生労働省との意見交換では、勝山市のほうからも、再スタートまであと1年半余りであると。行政、住民代表が参加して新機構で設置される地域協議会、早期立ち上げにつきまして意見を求めたところ、厚生労働省審議官からは、「それぞれの地域での医療連携や医療計画との兼ね合いもあるので、地域協議会の設置・運営や地元自治体との強力のあり方について、予算措置も含めて早期に決めたい」と回答がございました。また、RFO理事長からは、地域のニーズに応じていくために、どういう役割を果たせるかを優先課題として新機構の検討に入っております、地域医療機関、介護、福祉との連携が大切になるとの見解が示されたところでございます。

このように、福井社会保険病院の公的存続が決定いたしておりますが、奥越二次医療圏と医療体制のさらなる充実など課題は尽きません。社保病院みずからの努力と関係機関の御理解によりまして、産婦人科並びに眼科も受診体制が再整備されましたが、新機構移行までのあと1年半が、地域として社保病院に対する支援が最も必要なときと考えております。奥越二次医療圏の存続に向け、大野市や医師会などと連携した取り組みを強化するとともに、市民向けにもかかりつけ医を持ち、地元で受診できる医療は地元でと周知をする機会を多く設けてまいりたいと存じます。

また現在、病院と市の定期的な情報交換にも努めておりまして、今後の効果的な支援についても協議してまいりたいと考えますし、新機構移行に向けまして全国組織連携としてのスケールメリットを生かした健全な病院運営や医師確保など、今後の課題につきましても引き続き全国ネットワークで要望、提言をしてまいる所存でございます。

○議長（松村治門君） 竹内健康福祉部長。

（健康福祉部長 竹内富美子君 登壇）

○健康福祉部長（竹内富美子君） ロコモとメタボについてお答えいたします。

メタボとは、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームのことをいいます。平成20年4月から、国民健康保険加入者を対象に特定健診と特定保健指導を実施し、メタボ予防に取り組んでおります。腹囲または肥満度のいずれかが基準値以上で、なおかつ血圧、血糖、脂質のうちいずれか一つ以上に該当する人は、メタボ予備群またはメタボ該当者になります。

平成22年度特定健診受診者のうち、勝山市のメタボ予備群は10.5%、該当者は16.5%であり、県全体では予備群は10.7%、該当者は16%でした。今後も健康教室等を行い、メタボ予防のための生活習慣改善について市民に周知し、特定保健指導を継続して行うことなどで予備群及び該当者が減少するよう取り組んでまいります。

次に、ロコモとはロコモティブシンドロームのことをいい、骨や関節などの運動器が年を重ねるにつれてその機能が低下し、要介護の状態や要介護リスクの高い状態になることをあらわす新しい言葉で、和文では運動器症候群といいます。

平成23年度の勝山市の要介護認定者の原因疾患を見ると、脳血管疾患23%、認知症22%、次い

で骨折・関節変形14%ですが、直接的な原因以外にも運動機能の低下は閉じこもりや要介護状態を招く大きな要因となっております。市では、介護予防の観点から運動機能向上を目指し、健康長寿一番体操教室や転倒予防教室を開催し、ロコモの要因となるバランス能力や筋力の向上のための運動を推進しています。今後も健康長寿を目指し、健康づくりや介護予防に取り組んでいく所存でございます。

○議長（松村治門君） 渡辺都市政策課長。

（都市政策課長 渡辺寿彦君 登壇）

○都市政策課長（渡辺寿彦君） かつやま恐竜の森の便益施設についてお答えします。

かつやま恐竜の森では、福井県立恐竜博物館を中心に、年間来場者数が50万人を超える県内屈指の観光交流施設となりました。ことしのゴールデンウィーク期間中における入館者数は、恐竜エキスポ期間中を除き過去最高を記録するとともに、5月4日の1日の入館者数は1万1,843人に達し、過去最高記録を更新しました。このように多くの公園利用者にサービスを提供する便益施設は、かつやま恐竜の森においては必要不可欠となっております。

現在、都市公園法第5条第2項に基づき設置を許可しているかつやま恐竜の森内の便益施設の設置者は3団体6件で、それぞれの施設名称は次のとおりでございます。公園管理棟に隣接するチャマリン茶屋、同じエリア内のチャマゴン茶屋と休憩場、恐竜博物館正面駐車場北側のレストハウス長尾山と倉庫、公園西側のティラノサウルス広場のおかんの店となっております。また、そのほかに自動販売機で2件、都市公園法第6条第1項に基づき占用を許可している施設は、公園管理棟設置の太陽光発電施設や郵便事業株式会社の郵便ポストがあります。

これら便益施設の今後の許可更新につきましては、公園利用者にとって必要なサービスにつきましては、申請者から許可更新の申請があれば、それぞれの施設の状況を勘案し、法律の許可期間の範囲において許可更新を行っていきたいと考えております。

次に、便益施設の設置者の制限理由についてですが、都市公園法運用指針によれば、売店、飲食店などを公園管理者みずからが経営することが不適切なもの、公園管理者がみずから設け、または管理することが困難な施設もあることから、一方で都市公園の自由利用の原則から、公園管理者以外の者による公園施設の設置または管理を無制限に許可することができないことから、都市公園法第5条第2項において、「公園管理者が自ら設置又は管理が困難であると認められるもの」に限定して公園施設の設置または管理を許可してきたとしています。

かつやま恐竜の森において、法の趣旨を遵守しながら公園利用者の利便性向上と地元商工業者の育成などを図るため、地元観光振興の中心的な公共団体である勝山観光協会及びその会員に限り便益施設の設置及び管理許可を行ってまいりました。

また、平成21年度からは、公園の効率的かつ効果的な管理運営を行うことを目的に指定管理者制度を導入しております。このことを整理し、昨年3月に便益施設等の設置要綱を定める中で、申請者の提出資格としてかつやま恐竜の森指定管理者及び勝山観光協会と規定しています。

最後に使用料金については、勝山市都市公園条例第9条の規定に基づき、便益施設となる売店、軽飲食店、その他これに類するものとして徴収しております。

○議長（松村治門君） 5番。

（5番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○5番（帰山寿憲君） いろいろな形の答弁をいただいたわけですが、来年度、予算編成につき

ましては、今後また概算要求、それから編成方針、12月、3月議会でございますので、そちらのほうでまた順次検討させていただきたいと思っております。

ただ、個人的な希望を言わせていただければ、概算要求が出た時点で12月議会なりにこういうふうな要求をしておりますという説明を予算委員会なりに一度、御公表いただけたら、議会としても非常に有効かなと思っておりますので、また御考慮いただきたいと思います。

次に、委員会・審議会等の設置について伺いたいと思っております。

ただいま、大変ちょっとはっきりしないような感じで御回答いただいたんですけども、いろんな形の審議会等のいろんな条件で設置しているということなんですけれども、地方自治法の問題になりますけれども、附属機関は条例で定めろと書いてあります。附属機関とは何だということになりますと、一般には外部の委員を入れたものは附属機関になるんだと。

なおかつ、附属機関の委員というのは、これは地方公務員法により、地方公務員特別職だということになります。

これは何かというと、地方公務員特別職には報酬を支給しなさいと、こういう規定もございます。

今のお話でいくと、これらがすべて順当に整合するようには伺えなかったんですけども、このあたりはどうお考えなのか、一度、御回答いただきたいと思います。

○議長（松村治門君） 上出総務課長。

（総務課長 上出康弘君 登壇）

○総務課長（上出康弘君） 再質問についてお答えいたします。

ただいまの議員の御指摘のとおり、地方自治法では、特別職の委員につきましては報酬を支払わないといけません。いろんな規定がございます。

それで、今回、先ほど申し上げましたとおり、審議会、委員会等について調査をいたしまして、73の委員会等がございました。その中でやはり法令、コンプライアンスにのっとりまして少し疑問の残るもの、また法令等に基づきましてそのとおりに設置されているものがございました。

今後は、一つ一つの審議会、委員会等につきまして法令等に準しているものかどうか、法令等の中で条例を設置しなさい、または法令等に規定されておりますので、規則、規定等で設置しなさいというような、そういうものもございまして、そういう法令等に遵守して設置されているものかどうかを精査いたしまして、そうでないものにつきましては今後、条例化に向けて検討をしてみたいと思っております。

○議長（松村治門君） 5番。

（5番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○5番（帰山寿憲君） ということは、今後ある程度、要綱で利便性のみを追求した設置というのは十分検討するという事なので、この件につきましてはそこが一番メインだったので、ここで終わりますけれども、今後あとは委員の内部ですね、基準をもっと厳格に、もっと本当に市民の意見を取り入れられるような人選の基準を設けていただきたいと思います。余りにも今、調べたところで一人で15の委員会に属していらっしゃる方もいらっしゃる。10ぐらいの人はごろごろいらっしゃる状況ですので、もう一度それが正しいか正しくないかというのは非常に難しいとこなんですけれども、もう少し広い範囲で人選ができればいいと思っておりますので、御検討いただきたいと思います。

3番目に、医療体制と健康の維持継続について、社会保険病院の話なんですけれども、私、個人としましては、あそこにあの機能を持った病院が存続することがまず第一であると。形がどうなるんかわか

りませんけれども、非常に国の施策によってふらふらふらふらとあしたなくなるのかわからない状況というのは避けたいと、というのが本音のところではあります。

今の副市長の御回答をいただきますと、向こうしばらくの間は大丈夫かなとは思いますが、まだ独立機構推進法の中には地域医療ですか、新しい法律の中には売却することも可能だという条文が残っておりますので、そのあたりも見据えて今後、市として全面的な支援をお願いしたいなど。公的機関ですので、勝山市の附属病院ではございませんので、難しいところがあるのは重々承知しております。そのあたりも含めてお願いしたいと思っております。

それに、ロコモですね、これは難しいところなんですけれども、ロコモが先かメタボが先かと、言い尽せば、内科が先か外科が先かと。どちらかと言えば、動かすことによって健康を維持しようというのが整形外科学会も発表してまして、よく見ると1年先に発表してるのかなという形になります。非常にやってみるとロコモに近いんですけど、もう少しシステムチックに進めていただくとありがたいと思っております。

これは置きまして、最後に便益施設について伺います。

今、今後10年間ということなんですけれども、条文の中には、勝山市の設置要綱の中にですね、施設は申請者みずからが設置できないと、こういうふうになっております。

とすると、今現在、設置されてる便益施設の所有者を一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（松村治門君） 渡辺都市政策課長。

（都市政策課長 渡辺寿彦君 登壇）

○都市政策課長（渡辺寿彦君） 現在、公園内に設置されております、先ほど申しましたチャマリン茶屋、公園管理棟のところに隣接するチャマリン茶屋、これは勝山観光協会。

それから、エリア内のチャマゴン茶屋と休憩場、これはNPO法人でございます。

それから、恐竜博物館前の正面駐車場、北側のレストハウス長尾山でございますけれども、これはネオサウルスという観光協会の会員の方が設置者となっております。

それから、公園西側のティラノサウルス広場のおかんの店、これは観光協会の店となっております。

○議長（松村治門君） 5番。

（5番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○5番（帰山寿憲君） ということで、条例どおりにはなっていないと。

ただし、条例に附帯の施設合わせて従前の施設はそれに従うという附則もございますので。

ただし、設置要綱には要綱違反ということがございませぬが、そう書いたからにはその理念というのがあると思うんですね。そうしたいと、そうあるべきだというのがその姿です。

とすると、今後10年以内、多分、平成18年に契約されてると思うんですけども、ここ三、四年以内には更新の時期を迎えると。当然それに向かって努力、変更される方針をお持ちなのかどうか伺いたいと思っております。

○議長（松村治門君） 大林建設部長。

（建設部長 大林市一君 登壇）

○建設部長（大林市一君） 長尾山総合公園の便益施設につきましては、平成12年に恐竜エキスポが開催され、それ以降、公園利用者の利便性の向上のためにこの便益施設を設置してきたわけです。

当時この便益施設を設置するに当たりまして、やはり市内のそういった売店あるいは飲食店に長けた

そういった業種の集まりであります勝山観光協会に委託をして現在に至っているところであります。

ただし、相当、平成20年度以降、来館者が多くなり、市外あるいは市内からもそういった出店の要請が強くなってまいりました。

そういった観点から、平成23年3月に先ほどお示ししました要綱を設置し、指定管理者及び勝山観光協会に許可をしているところでございます。

したがいまして、一部、先ほど言われましたように、設置者が若干外れる部分がございますので、今後、更新の時期、平成27年には更新の時期を迎えますけれども、その時期にはやはり最も公園利用者のニーズに応えられるべき、そういった便益施設のあり方について十分検討して許可を更新するのか、あるいは別の方に委託をするのか、いろんな観点から今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（松村治門君） 5番。

（5番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○5番（帰山寿憲君） 更新の状況についてはそれでわかりましたけれども、次、この要綱の条文なんですけれども、運営設置可能者はかつやま恐竜の森指定管理者と観光協会と書いてありまして、その後に観光協会員は市税その他滞納のない者という形ですね、一体、観光協会に許可しているのか、それを含む観光協会の会員に許可しているのか、非常にあいまいな文書になっている。なぜこういう文書を書かれたのか。許可するんならば、あえて言えば、私の思いでは指定管理者に許可をして、そこが観光協会とか観光協会員に許可を出すのが筋じゃないか。そう思うんですよね。観光協会が許可をできるということは、観光協会の会員の中への許可は観光協会が握ると。これは著しく公平性に欠くんじゃないかなと、観光協会の中で。市はそれを指定できない。市税滞納があっただけはだめだよというだけで、だれに許可するかは観光協会が握ると。これはちょっと納得しがたい状況なんですけれども、御回答いただきたいと思います。

○議長（松村治門君） 大林建設部長。

（建設部長 大林市一君 登壇）

○建設部長（大林市一君） 再質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、飲食、物販等に長けている観光協会に設置の許可をしているわけございまして、観光協会におきましてその責任については十分、出店等について責任を持って人選ですね、そういったものに当たっていただきたいというのが公園管理者の立場の意見でございます。

○議長（松村治門君） 5番。

（5番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○5番（帰山寿憲君） ある程度、水かけ論になるかもしれませんがね、何かちょっと納得しがたい部分もありますけれども、水かけ論になるんで、これは今後に残したいと思います。

ただ、観光協会がそういうノウハウを持ってると言うのであれば、勝山商工会議所も持っているはずなんですよね。

とすると、観光協会には加盟してないけど商工会議所には加盟しているというところもあるはずなんですよ。そのあたりについてちょっと多少矛盾を感じると。

ただ、今からそういう許認可を全部与えてしまって、商工会議所の会員が観光協会に入れば何でもできるのか、そういうことにも結びつくので、十分御考慮いただきたいと思います。

それからですね、ちょっと戻るんですけども、先ほどの審議会、委員会ですね、ちょっと戻してい

ます。

ここです、今、要綱で設置されてる委員会というのがたくさんあるわけですが、そこが結構大幅な権限を握っていると。要綱といえばもともと法律的な規定はございませんので、極端に言えば、法的根拠はないというところまでたどり着くわけですね。そこがいろんな選定、いわゆる審査会、審議会、調査等ができるということになってます。それが法的説明のない、根拠のない要綱で進められた、設置された委員会でもそういう権限を持つという現況に関して、ちょっと一度お考えをいただきたいと思います。

○議長（松村治門君） 上出総務課長。

（総務課長 上出康弘君 登壇）

○総務課長（上出康弘君） ただいまの質問についてお答えいたします。

確かに先ほど申されましたとおり、この附属機関である委員会につきましては、裁判等の判例で要綱等の根拠がないということの判例も出ております。

ということで、そういうものにつきましては、やはり要綱で定めるものについては法令に基づきまして条例等の設置について検討していきたいと思っております。

それから、権限につきましては、この附属機関につきましては市長の権限ということで、政策の決定は市長の権限でございますが、この委員会等につきましてはあくまでも市長の諮問を受けて委員等の意見をお聞きする、そういう諮問機関だという認識をしております。

○議長（松村治門君） 5番。

（5番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○5番（帰山寿憲君） 多少ちょっと議論がすれ違ったみたいですけども、今、市長の諮問機関で意見をお聞きするというのは多分、懇話会程度のものおっしゃってると思うんですけども、先ほど判例のことをおっしゃいましたが、そういういわゆる裁定をする、審査をする、調停をする、そういう指摘機関もすべて判例では違法となっております。そのあたりの是正も求めまして、今後早急に是正することを求めまして今回終わりますけども、なるべく我々も、議会も法というものを十分に尊重して進めたいと思いますし、今後早急なる是正を求めまして、今回、一般質問を終わりたいと思います。